

岐阜県建設工事積算基準及び歩掛の公表取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県が発注する建設工事の積算基準及び歩掛を公表するにあたり、公表の範囲及び取り扱いを定める。

(公表の範囲)

第2条 公表の対象とする積算基準及び歩掛は、次のとおりとする。

1 公表図書

- (1) 「積算基準及び歩掛表」(岐阜県独自のみ)
- (2) 「下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路」
- (3) 「下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場、処理場」

2 書籍名のみ公表する図書(以下「市販図書」という)

- (1) 「国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編)」 (発行 (財)建設物価調査会)
- (2) 「国土交通省 土木工事標準積算基準書(河川・道路編)」 (発行 (財)建設物価調査会)
- (3) 「国土交通省 土木工事標準積算基準書(電気通信編)」 (発行 (財)建設物価調査会)
- (4) 「国土交通省 土木工事標準積算基準書(機械編)」 (発行 (財)建設物価調査会)
- (5) 「土地改良工事積算基準(土木工事)」 (発行 (社)農業農村整備情報総合センター)
- (6) 「土地改良工事積算基準(施設機械)」 (発行 (社)農業農村整備情報総合センター)
- (7) 「治山林道必携」 (発行 (社)日本治山治水協会 日本林道協会)

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、次のとおりとする。

1 公表図書は、閲覧にて公表するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 公表図書については、情報公開総合窓口の所定の場所に備え置き閲覧に供する。
- (2) 公表図書の具体的内容に関する問い合わせには応じない。
- (3) 閲覧時間は、開庁時間内とする。
- (4) 公表図書の貸出しは行わない。

2 市販図書については、その書籍名のみを公表し、閲覧に供しない。

(公表資料の写しの供与)

第4条 公表図書について写しの供与の請求があった場合は、岐阜県情報公開事務取扱要綱(平成7年3月1日付総務部長外通知)第6により写しの供与に要する費用を徴収し、写しを供与する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。